2　主たる事務所の所在地
千葉県旭市鎌数五一四六番地
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十一条第二項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
東洋自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
千葉県旭市鎌数五一四六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
東洋自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
千葉県旭市鎌数五一四六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
東洋自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
千葉県旭市鎌数五一四六番地
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第千百七十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第千百七十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
東予交通株式会社
2　主たる事務所の所在地
愛媛県四国中央市具定町六六〇
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

○国土交通省告示第千百七十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
1　名称
鹿島興産株式会社
2　主たる事務所の所在地
兵庫県高砂市春日野町二番六〇号
3　講習の種類
基礎講習